

公的研究費等の不正使用に関する対応基準

平成 28 年 2 月 16 日

理事長裁定

杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における競争的資金等公的研究費の取扱い要項（平成 26 年 10 月 1 日理事長裁定）に基づき、公的研究費等の不正使用等に関わる対応基準を次のとおり定める。

1. 不正使用に対する通報等受付窓口

大学及び短期大学における公的研究費等の不正使用に関する通報若しくは情報提供又は告発（以下「通報等」という。）を受付ける窓口（以下「窓口」という。）を設けるものとし、窓口は総務課及び学務課とする。窓口は、通報等を受付けた場合は、速やかに統括管理責任者を經由して最高管理責任者に報告しなければならない。

2. 予備調査

- ① 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、適任者を指名して速やかに予備調査を実施するよう指示する。
- ② 最高管理責任者から予備調査を行うよう指名された者は、当該通報等の信憑性について調査するものとし、その結果を統括管理責任者に報告するものとする。
- ③ 統括管理責任者は、前号の報告に基づき本調査の必要性の有無を判断し、最高管理責任者に報告する。
- ④ 最高管理責任者は、統括管理責任者から受けた報告に基づき告発内容の合理性を確認し、本調査実施の要否を決定し、通報等の受付から 30 日以内に調査の要否を配分機関に報告する。
- ⑤ 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、通報者及び調査対象者に対して書面によりその旨を連絡又は通知するものとする。

3. 調査委員会

- ① 最高管理責任者は、前項の定めにより本調査の実施を決定したときは、調査委員会を設置する。
- ② 調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む計 5 名以内の委員をもって構成し、委員は、最高管理責任者の指名により選任する。
なお、第三者の調査委員会委員は、大学、短期大学及び通報者、調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4. 調査の実施

- ① 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は配分機関に報告又は協議する。
- ② 調査委員会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- ③ 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

5. 調査中における研究費の一時的使用停止

最高管理責任者は、必要に応じて、調査中であっても調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止

を命ずることができる。

6. 配分機関への報告

- ① 調査委員会は、通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生原因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、関連資料を添えて最高管理責任者に提出し、最高管理責任者は、直ちに当該報告書を配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出する。
- ② 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定のうえ、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、直ちに配分機関に報告する。
- ③ 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

7. 通報者及び調査協力者の保護

最高管理責任者は通報者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由としてその者が不利益を被ることのないように努めなければならない。

8. 調査結果の公表と対応措置

- ① 最高管理責任者は、調査委員会の調査報告を教授会に報告する。また、理事会に報告し、その後の処置について、理事会で審議する。
- ② 最高管理責任者は、調査結果を理事会の審議終了後速やかに公表する。
- ③ 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

9. 不正防止のための対応事項

- ① 研究代表者は、当該研究代表者等に交付される補助金の受領を最高管理責任者に委任するものとし、最高管理責任者は、研究代表者等に代わり補助金を受領し、その経理及び管理に関する事務等を事務局長に委任する。
- ② 前号により委任を受けた事務局長は、事務局の担当部署にその旨を通知し、本学園の経理関係諸規程に準じて処理させるものとする。
- ③ 公的研究費等の執行にあたっては、当該事業内容及び執行予算額を稟議書によって事前に申請し、最高管理責任者の決裁を受けるものとする。
- ④ コンプライアンス推進責任者は、毎年計画的にコンプライアンス教育を実施し、その周知と理解度の向上に努める。